

保育料・副食費について

朝倉市子ども未来課保育所係

1 保育料・副食費の決定方法

児童の父母の市民税所得割合算額により決定します。4月から8月までは「令和7年度」、9月から3月までは「令和8年度」の市民税額で計算します。なお、児童の父母に一定額の収入がない場合は、同居している祖父母等のうち収入の高い方の市民税所得割額を合算して決定します。

2 保育料・副食費

裏面のとおりです。

3 多子世帯などへの保育料・副食費の軽減措置

多子世帯の場合、保育料・副食費が軽減される場合があります。

ただし、子どもの収入等により、生計を一にすると認められない場合は、軽減対象外となります。また、子どもが別居の場合は、生計を一にすることを客観的に判断できる書類（学生証の写しなど）の提出が必要です。

【保育料】

●第2子……………半額

●第3子以降……………無料

※市民税所得割合算額が57,700円（ひとり親世帯等は77,101円）以上の世帯の「第2子」については、「第1子」が小学生以上の場合は、「第2子」ではなく「第1子」として数えます。

0歳	1歳	2歳	3歳(年少)	4歳(年中)	5歳(年長)	小学生以上
 第3子 無料		 第2子(第1子) 全額	保育料無償化			 第1子

【副食費】

●世帯の市民税所得割合算額が57,700円（ひとり親世帯等は77,101円）未満の場合
→免除

●世帯の市民税所得割合算額が57,700円（ひとり親世帯等は77,101円）以上の場合
→小学校就学前の子どもにおいて、上から3人目以降が免除

4 ひとり親世帯等に係る特例措置

ひとり親世帯等で世帯の市民税所得割合算額が77,101円未満の場合は、第2子以降の保育料が無料です。

0歳	1歳	2歳	3歳(年少)	4歳(年中)	5歳(年長)	小学生以上
 第3子 無料		 第2子 無料	保育料無償化			
				 第1子		

※ ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯及び障がい者のいる世帯をいいます。

朝倉市の保育料・副食費（利用者負担額）（令和7年10月分～）

（保育所、認定こども園（保育所としての利用）、特定地域型保育事業）

階層区分			保育料（3歳未満児）						副食費（3歳以上児）			
			第1子		第2子		第3子以降		市民税所得割合算額57,700円 （ひとり親世帯等77,101円） 未満の世帯	市民税所得割合算額57,700円 （ひとり親世帯等77,101円） 以上の世帯		
										小学校就学前の子ども		
										1人目	2人目	3人目以降
1	生活保護世帯		0	0	0	0	0	0	免除			
2A	非課税世帯でひとり親世帯等		0	0	0	0	0	0	免除			
2	非課税世帯		0	0	0	0	0	0	免除			
3A	市民 税 所 得 割 課 税 世 帯	48,600円未満でひとり親世帯等	8,800	8,650	0	0	0	0	免除			
3		48,600円未満	18,400	18,100	9,200	9,050	0	0	免除			
4A		48,600円以上77,101円未満でひとり親世帯等	9,000	9,000	0	0	0	0	免除			
4		48,600円以上97,000円未満	28,000	27,600	14,000	13,800	0	0	免除	4,500	4,500	免除
5		97,000円以上132,000円未満	36,000	35,400	18,000	17,700	0	0		4,500	4,500	免除
6		132,000円以上169,000円未満	39,200	38,600	19,600	19,300	0	0		4,500	4,500	免除
7		169,000円以上301,000円未満	56,600	55,800	28,300	27,900	0	0		4,500	4,500	免除
8		301,000円以上397,000円未満	64,800	63,800	32,400	31,900	0	0		4,500	4,500	免除
9		397,000円以上	84,200	82,900	42,100	41,450	0	0		4,500	4,500	免除

（上記の4,500円は公立保育所における金額です。）

※ひとり親世帯等とは、母子世帯、父子世帯及び障がい者のいる世帯をいいます。

※4月から8月までの保育料及び副食費は、前年度の市民税課税額、9月から3月までの保育料及び副食費は当年度の市民税課税額を基に決定します。

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前年度市民税課税額					当年度市民税課税額						

※保育料及び副食費を決定する際の市民税課税額の計算には、住宅借入金等特別控除、住宅耐震改修等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除、寄付金税額控除等の控除できないものがあります。

※保育料及び副食費は、児童の父母の市民税所得割合算額により決定します。ただし、児童の父母に一定額の収入がない場合は、同居している祖父母等のうち収入の高い方の市民税所得割額を合算して決定することもあります。

※副食費の金額について、私立保育所・認定こども園は施設によって異なりますので各施設にお尋ねください。

※この保育料及び副食費のほかに、施設によって教材代、行事代等の実費がかかる場合があります。